

# ベーシックインカムは日本で実現可能か

3年3組 57班

## 研究要旨

本論文では近年新しい社会保障の形として注目されているベーシックインカムの実現可能性について分析を行う。現行の社会保障制度（特に生活保護制度）の問題点や課題を示し、その後、いくつかの世帯類型を設定し年収で場合分けをした上で、現行制度における手取りとベーシックインカム導入後の手取りとの比較をする。試算の結果からベーシックインカムの利点と課題について考察を行う。

**キーワード** ベーシックインカム、社会保障制度、税制

## 1. 研究背景と目的（はじめに）

現在多くの国や地域が格差拡大や貧困問題、高齢化による社会保障費の増大と財政状況の悪化に直面している。また、人工知能（AI）やロボットの進化によって将来の雇用環境は大幅に変化するとされている。さらに、今日の日本の社会保障制度は複雑で、サービスを受けられる人と僅差で受けられない人の線引きによる格差が生じている。

ベーシックインカム（BI）（本論文ではBIと表記する）は政府が全国民に対して定期的に無条件に最低限の生活を送るのに必要な現金を支給する制度である。BIの導入を検討している国や地域は複数あるが、現行の社会保障の考え方を大きく変えるものであるため、デメリットへの懸念もあって本格導入に至った事例はない。しかし、フィンランドやオランダで2017年に大規模なBIの実証実験が行われることをニュースで知って興味を持った。また、BIは収入による線引きをしないため上記の課題を解決できるのではないかと考えた。

## 2. 研究手法

BIとは、年齢や性別、結婚や就労の有無に関わらず個人に対して定期的に最低限の生活を送るのに必要な現金を支給する最低限所得保障の構想である。BI導入のメリットと懸念点としては以下の点が挙げられる。

<BI導入のメリット>

- ・生活保護の基準に僅差で満たさないワーキングプアは現在の社会保障では救済されないが、BIによってその生活を改善することができる。
- ・運用がシンプルであるので、行政コストが小さい。
- ・全員が給付対象であるので、給付漏れが起きない。受給することへの恥辱心が少ない。
- ・無収入になる不安がないので、起業やボランティアなどへの参加など選択肢が増える。
- ・現在ブラック企業などの劣悪な環境で働いている人が、失業を恐れて無理に働かなくてもよくなるので、社会全体の労働環境が改善される。

< BI 導入に対する懸念点 >

- ・ BI 導入のために必要な多額の財源の確保が必要。
- ・ 高所得者は BI 導入 のメリットがない。
- ・ 働かない人が出てくる可能性があること。

本論文では、社会保障の中の年金や生活保護、雇用保険などの現金給付部分をまとめて BI で代替した場合、現行の手取りと BI 導入後の手取りの差がどうなるのかを試算する。以下はそのイメージ図である。

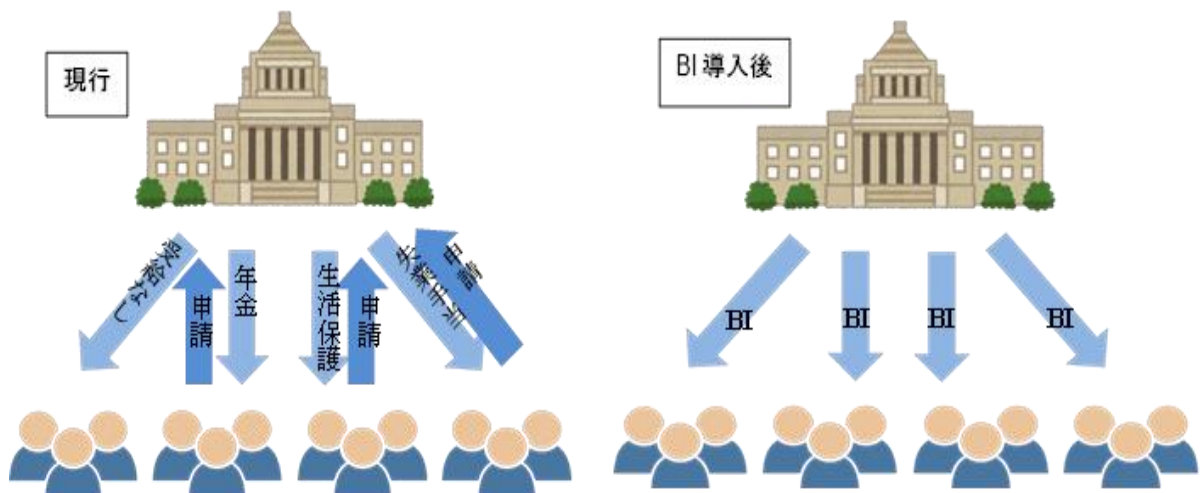
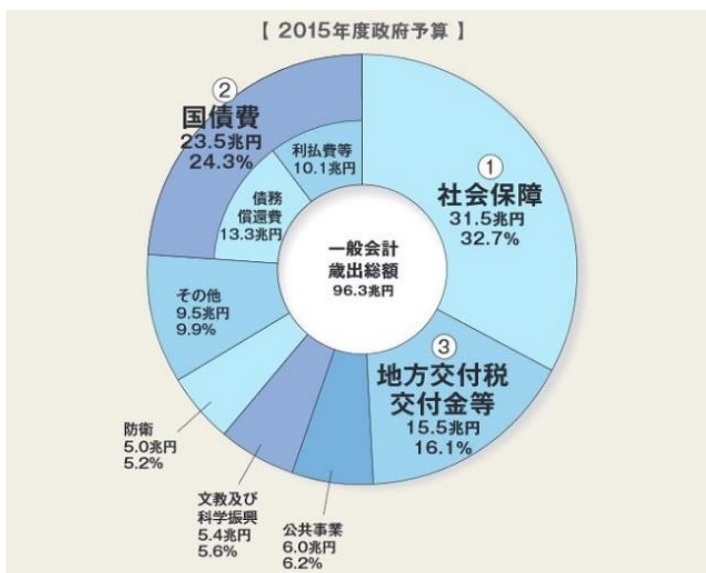


Figure0 現行制度と BI 導入後のイメージ図

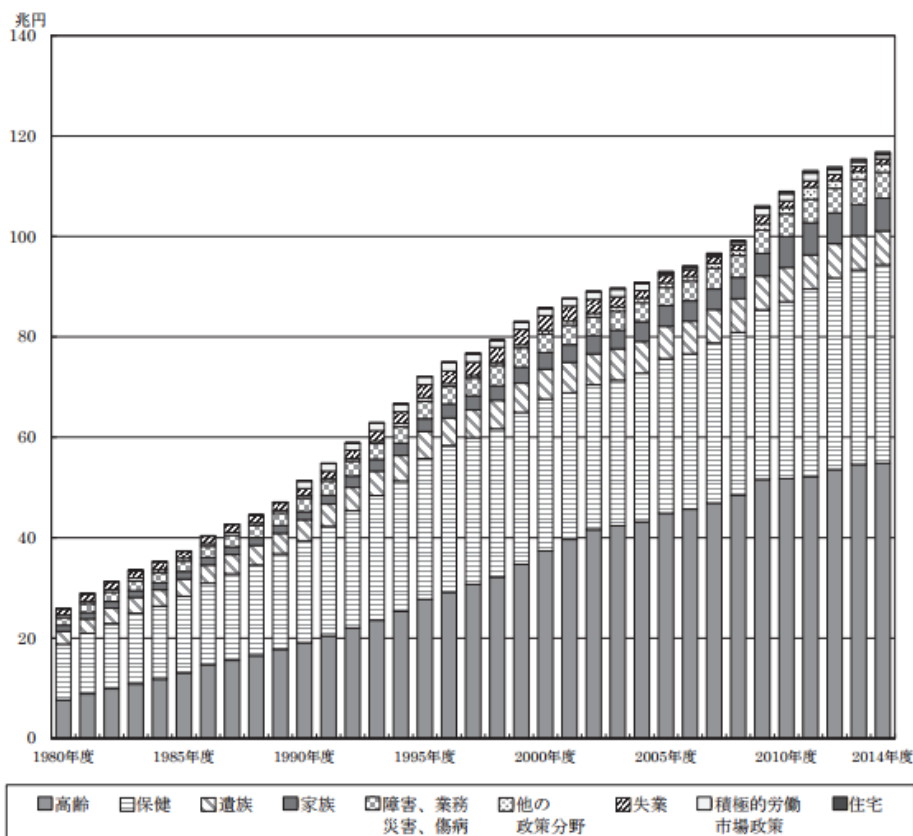
①今の社会保障の仕組みを調べる



社会保障とは、国民の生存権を確保することを目的とする保障のことである。日本の社会保障制度は、「社会保険」、「社会福祉」、「公的扶助」、「保健医療・公衆衛生」の4本柱からなる。国の一般歳出に占める社会保障への歳出の割合は最も大きく、2015年度では、32.7%で31.5兆円である。

Figure1 2015年度政府予算 財務省 HP より

図1 我が国の政策分野別社会支出の推移



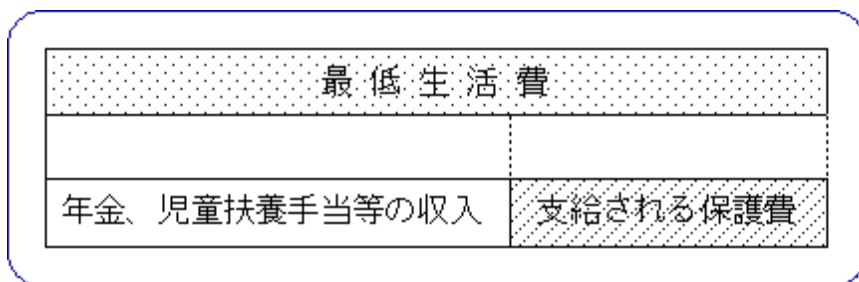
(出所)  
31頁「第1表 政策分野別社会支出の推移」より作成。

Figure 2 我が国の政策分野別社会支出の推移 国立社会保障人口問題研究所 社会保障費用統計（平成 26 年度）より

②生活保護について調べる

生活保護制度の趣旨は、厚生労働省 HP によると「生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。」とある。

受給するには、市部では市が、町村部では都道府県が設置している福祉事務所で相談・申請する必要がある。支給額は、厚生労働大臣が定めた基準の最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給される。



収入としては、就労による収入、年金等社会保障給付、親族による援助等を認定します。

Figure 3 支給される保護費 厚生労働省 HP より

しかし、現在の生活保護制度には多くの問題点がある。

<生活保護制度の問題点>

- ・生活保護の審査を受け付けない自治体やケースワーカーがおり、生活保護を受けられる基準を満たしながら給付を受けられていない人が多くいる。(水際作戦)
- ・厳格な審査があるにもかかわらず一部の人による不正受給が問題となっている。
- ・働いても、働かなくても生活最低限の所得が保証され、働いて所得を得るとその分だけ給付を減らされるため、働くインセンティブを感じられない。(貧困の罠)
- ・10万以上の現金・預貯金、生命保険や学資保険などの貯蓄性のある保険の所有は基本的に認められないほか、借金がある場合は自己破産をしなければならないため、将来設計が難しい。

保護の種類と内容

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等)	生活扶助	基準額は、 (1)食費等の個人的費用 (2)光熱水費等の世帯共通費用を 合算して算出。 特定の世帯には加算があります。 (母子加算等)
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払 (本人負担なし)
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払 (本人負担なし)
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用	生業扶助	定められた範囲内で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給

Figure4 保護の種類と内容 厚生労働省 HP より

### ③BIの支給額を決める

現在生活保護を受けるためには、厳格な基準のもと様々な調査が行われているが、生活保護をBIに置き換えれば、BIは全国民に無条件で支給するため審査を必要としない。審査にかかる費用を大幅に削減できる上、生活保護の問題点である不正受給や水際作戦による受給漏れも解決できる。

BIの支給額を生活保護の生活扶助の水準を参考にした。生活扶助額は、年齢・居住地・世帯構成によってそれぞれの基準額が定められている。1等地は大都市、2等地は地方都市、その他の都市は3等地に分類される。ちなみに豊田市は2等地-1の地域である。試算の結果、以下の表のようになった。

世帯類型別生活扶助額（平成29年度）（単位：円）

	4人世帯 50歳、50歳、 19歳、15歳	母子世帯 50歳、19歳	単身者 50歳
1等地-1	192,320	119,680	80,160
1等地-2	183,680	114,560	76,720
2等地-1	175,010	108,180	72,450
2等地-2	166,370	105,660	70,770
3等地-1	157,710	100,980	67,630
3等地-2	149,050	96,720	64,780

Figure 5 世帯類型別生活扶助額 厚生労働省 HP より作成

表より、29年度では、1等地-1に住む50歳の単身者が生活保護を受ける場合、80,160円の生活扶助にその他の扶助が加えられた最低生活費から自身の収入を引いた額が生活保護費となる。よって本試算ではBIの給付額を1人当たり月額80,000円とすることにする。

障がい者や高齢者を含む世帯では月額80,000円では足りないかもしれない。あるいは80,000円×人数分も支給する必要のない世帯もあるかもしれないが、現行制度における収入とBI導入後の収入との比較をするための試算であるので、この検証では配慮しない。

### ④BIの財源と税率を決める

BIの給付額を1人当たり月額80,000円とすると、年間96万円の支給になる。1年間の全国民のBI総額は115兆2000億円（96万円×1億2000万人）となり、その分の財源が必要になる。本試算では、その財源を所得税に求めることにする。現行制度では、所得税は累進課税方式を採用しているが、BIでは定率課

税を採用している。

115兆2000万円を所得税として負担する際の税率を導き出すために、2015年の年間の給与総額を調べた。源泉徴収されるサラリーマン等の給与所得者の給与総額201兆5347億円と、自営業者等の申告による総所得金額39兆4460億円の合計金額は約241兆円である（申告所得税標本調査結果、民間給与実態統計調査より）。よって所得税率はBI給付総額を給与総額で割って100をかけると求められるので、48%となった（ $115 \text{兆} 2000 \text{億円} \div 241 \text{兆円} \times 100 = 47.8008... \approx 48\%$ ）。

BIとは既存の社会保障の現金給付部分に代わるものであるため、BIが導入されれば納める社会保険料は減る。具体的には、2009年度の社会保障給付費の総額は99.8兆円で、そのうちの現金給付部分を合計すると約59.4兆円になる。つまり、現金給付部分は社会保障給付費の総額のおよそ59.5%にあたる（ $59.4 \text{兆円} \div 99.8 \text{兆円} \times 100$ ）。最近のデータがなかったため、さらに遡って4年分の計算の平均をとることにする。2008年度は61.1%、2007年度は61.1%、2006年度は58.9%であった。4つのデータの平均が60.15%であるため、現金給付部分は社会保障給付費の総額のおよそ6割にあたり、BIが導入されると社会保険料は社会保障の現物給付部分である4割を負担するだけで済む。結果的に社会保険料は安くなるといえる。

本試算では、社会保険料を収入の10%として統一するが、BI導入後は上記の理由から収入の4%で計算する。

# 機能別社会保障給付費の推移（平成17～21年度）

(単位:百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
社会保障給付費	87,782,748	89,109,794	91,430,462	94,084,824	99,850,734
<b>I 高齢</b>	43,604,210	44,661,789	45,790,008	47,264,934	49,785,212
現金給付	37,825,636	38,712,106	39,680,915	40,880,430	42,953,176
退職年金	37,614,277	38,511,593	39,349,853	40,524,006	42,586,695
早期退職年金	-	-	-	-	-
一括給付金	-	-	-	-	-
退職（老齢）給付金	150,926	146,896	131,367	141,093	144,502
その他の現金給付	60,434	53,617	199,695	215,331	221,979
現物給付	5,778,574	5,949,684	6,109,092	6,384,503	6,832,037
<b>II 遺族</b>	6,368,386	6,447,860	6,575,538	6,629,783	6,696,864
現金給付	6,367,958	6,447,516	6,575,025	6,629,509	6,696,623
遺族年金	6,261,849	6,358,906	6,452,727	6,516,759	6,596,993
一括給付金	12,228	12,443	13,102	13,854	14,102
遺族給付金	-	-	-	-	-
その他の現金給付	93,882	76,166	109,196	98,896	85,528
現物給付	427	344	513	274	241
埋葬費	-	-	-	-	-
その他	427	344	513	274	241
<b>III 障害</b>	2,222,655	2,561,827	2,776,016	2,972,004	3,207,240
現金給付	1,772,131	1,805,230	1,840,826	1,868,651	1,904,951
障害年金	1,725,255	1,758,953	1,794,075	1,821,185	1,856,562
軽度障害年金	-	-	-	-	-
早期退職年金	-	-	-	-	-
一括給付金	355	285	308	258	306
障害給付金	-	-	-	-	-
その他の現金給付	46,521	45,992	46,442	47,208	48,083
現物給付	450,525	756,597	935,191	1,103,353	1,302,289
<b>IV 労働災害</b>	970,440	982,875	973,848	962,031	938,379
被保険者に対する現金給付	455,091	453,975	448,154	439,706	428,551
短期現金給付	163,501	163,932	161,299	157,030	150,451
長期現金給付（年金）	227,556	224,877	222,170	219,544	216,598
その他の現金給付	64,034	65,166	64,685	63,132	61,503
遺族に対する現金給付	272,464	287,100	284,045	282,555	284,046
定期的給付	248,508	255,989	255,787	256,213	256,505
その他の現金給付	23,956	31,111	28,258	26,342	27,540
現物給付	242,884	241,801	241,649	239,770	225,783
医療の現物給付	240,272	238,977	238,584	236,525	222,806
その他の現物給付	2,612	2,824	3,064	3,245	2,976
<b>V 保健医療</b>	27,506,743	27,469,646	28,399,305	29,052,060	30,225,673
現金給付	914,097	947,089	987,877	993,436	1,042,147
疾病給付	257,934	272,317	312,929	328,312	342,669
出産給付	436,038	471,535	491,068	488,537	524,299
その他の現金給付	220,124	203,237	183,880	176,588	175,178
現物給付（保健）	26,592,646	26,522,556	27,411,428	28,058,624	29,183,526
<b>VI 家族</b>	3,130,575	3,070,472	3,073,251	3,204,272	3,310,551
現金給付	1,303,815	1,503,028	1,706,147	1,780,864	1,851,897
定期的現金給付	1,303,815	1,503,028	1,706,147	1,773,600	1,795,979
その他の現金給付	-	-	-	7,265	55,918
現物給付	1,826,760	1,567,444	1,367,104	1,423,408	1,458,654
<b>VII 失業</b>	1,344,429	1,239,581	1,187,096	1,248,250	2,524,314
現金給付	1,344,429	1,239,581	1,187,096	1,248,250	2,524,314
正規失業手当	1,093,731	999,361	952,706	1,002,490	1,557,348
特別失業手当	182,914	175,511	177,000	188,122	246,884
退職／余剰手当	-	-	-	-	-
その他の現金給付	67,784	64,709	57,391	57,638	720,082
現物給付	-	-	-	-	-
<b>VIII 住宅</b>	330,472	341,646	361,135	376,231	442,652
現金給付	330,472	341,646	361,135	376,231	442,652
家賃補助金	330,472	341,646	361,135	376,231	442,652
現物給付	-	-	-	-	-
家賃補助	-	-	-	-	-
家主補助金	-	-	-	-	-
その他の現物給付	-	-	-	-	-
<b>IX 生活保護その他</b>	2,304,838	2,334,097	2,294,266	2,375,259	2,719,848
現金給付	880,915	887,669	868,594	908,410	1,052,978
定期的現金給付	872,926	880,911	861,707	901,112	1,044,885
その他の現金給付	7,988	6,758	6,888	7,298	8,093
現物給付	1,423,923	1,446,428	1,425,672	1,466,849	1,666,870

(注) 第8表は、ILO事務局「第19次社会保障費用調査」の分類に従って算出したものである。

Figure 6 機能別社会保障給付費の推移（平成17～21年度）国立社会保障・人口問題研究所より

#### ④現在と BI 導入後の生活の変化を計算

現行制度における所得の計算を行う。まず、給与収入から給与所得控除を差し引き、さらにそこから基礎控除、配偶者控除、扶養控除、特定扶養控除、社会保険料控除等の所得控除を差し引いた金額が課税所得となる。その課税所得金額に応じて税率が 7 段階に区分されており、算出された税額から税額控除を差し引いた金額が、納付税額とみなされる。なお本試算の BI は所得税を財源としていることから税負担は所得税のみとし、住民税やその他の税については考慮に入れていない。

BI の試算を行うにあたって、3 つの世帯モデルを設定した。ケース 1 は夫婦片働きで子どもは 15 歳と 19 歳の 4 人世帯、ケース 2 はシングルペアレントで子どもは 19 歳の 2 人世帯、ケース 3 は単身者世帯である。

年収を 100 万円単位で設定し、それぞれで現行の手取り収入、BI 導入後の手取り収入を算出した。また、BI を導入することで、それ以前よりも手取り収入が減少する世帯が出てくると考えられるが、その分岐となる年収はいくらなのかも計算した。

試算するにあたって、以下に示した現行の所得税率および控除の基準を参考にした。表と文章は国税庁の HP から引用したものである（URL は引用・参考文献の項に表記）。

#### 給与所得控除 平成 28 年分

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,800,000 円以下	収入金額×40% 650,000 円に満たない場合には 650,000 円
1,800,000 円超 3,600,000 円以下	収入金額×30%+180,000 円
3,600,000 円超 6,600,000 円以下	収入金額×20%+540,000 円
6,600,000 円超 10,000,000 円以下	収入金額×10%+1,200,000 円
10,000,000 円超 12,000,000 円以下	収入金額×5%+1,700,000 円
12,000,000 円超	2,300,000 円(上限)

#### 配偶者控除

控除対象配偶者とは、その年の 12 月 31 日の現況で、次の四つの要件の全てに当てはまる人です。

1. 民法の規定による配偶者であること（内縁関係の人は該当しません。）。
2. 納税者と生計を一にしていること。
3. 年間の合計所得金額が 38 万円以下であること。

（給与のみの場合は給与収入が 103 万円以下）



4. 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。

#### 配偶者控除額の金額

区分	控除額
一般の控除対象配偶者	38万円
老人控除対象配偶者（※）	48万円

※老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、その年12月31日現在の年齢が70歳以上の人をいいます。なお、配偶者が障害者の場合には、配偶者控除の他に障害者控除27万円（特別障害者の場合は40万円、同居特別障害者の場合は75万円（注））が控除できます。

#### 基礎控除

確定申告や年末調整において所得税額の計算をする場合に、総所得金額などから差し引くことができる控除の一つに基礎控除があります。基礎控除は、ほかの所得控除のように一定の要件に該当する場合に控除するというものではなく、一律に適用されます。基礎控除の金額は38万円です。

#### 扶養控除

扶養親族とは、その年の12月31日（納税者が年の中で死亡し又は出国する場合は、その死亡又は出国の時）の現況で、次の四つの要件の全てに当てはまる人です。

（注）出国とは、納税管理人の届出をしないで国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます。

(1) 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人であること。

(2) 納税者と生計を一にしていること。

(3) 年間の合計所得金額が38万円以下であること。

（給与のみの場合は給与収入が103万円以下）

(4) 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。

#### 控除対象扶養親族の対象となる人の範囲

控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が16歳以上の人をいいます。

#### 扶養控除額の金額

区分	控除額	
一般の控除対象扶養親族（※1）	38万円	
特定扶養親族（※2）	63万円	
老人扶養親族（※3）	同居老親等以外の者	48万円
	同居老親等（※4）	58万円

※1 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、その年 12 月 31 日現在の年齢が 16 歳以上の人をいいます。

※2 特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、その年 12 月 31 日現在の年齢が 19 歳以上 23 歳未満の人をいいます。

※3 老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、その年 12 月 31 日現在の年齢が 70 歳以上の人をいいます。

※4 同居老親等とは、老人扶養親族のうち、納税者又はその配偶者の直系の尊属（父母・祖父母など）で、納税者又はその配偶者と常に同居している人をいいます。

#### 所得税の税率（平成 27 年分以降）

##### 所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
195 万円以下	5%	0 円
195 万円を超え 330 万円以下	10%	97,500 円
330 万円を超え 695 万円以下	20%	427,500 円
695 万円を超え 900 万円以下	23%	636,000 円
900 万円を超え 1,800 万円以下	33%	1,536,000 円
1,800 万円を超え 4,000 万円以下	40%	2,796,000 円
4,000 万円超	45%	4,796,000 円

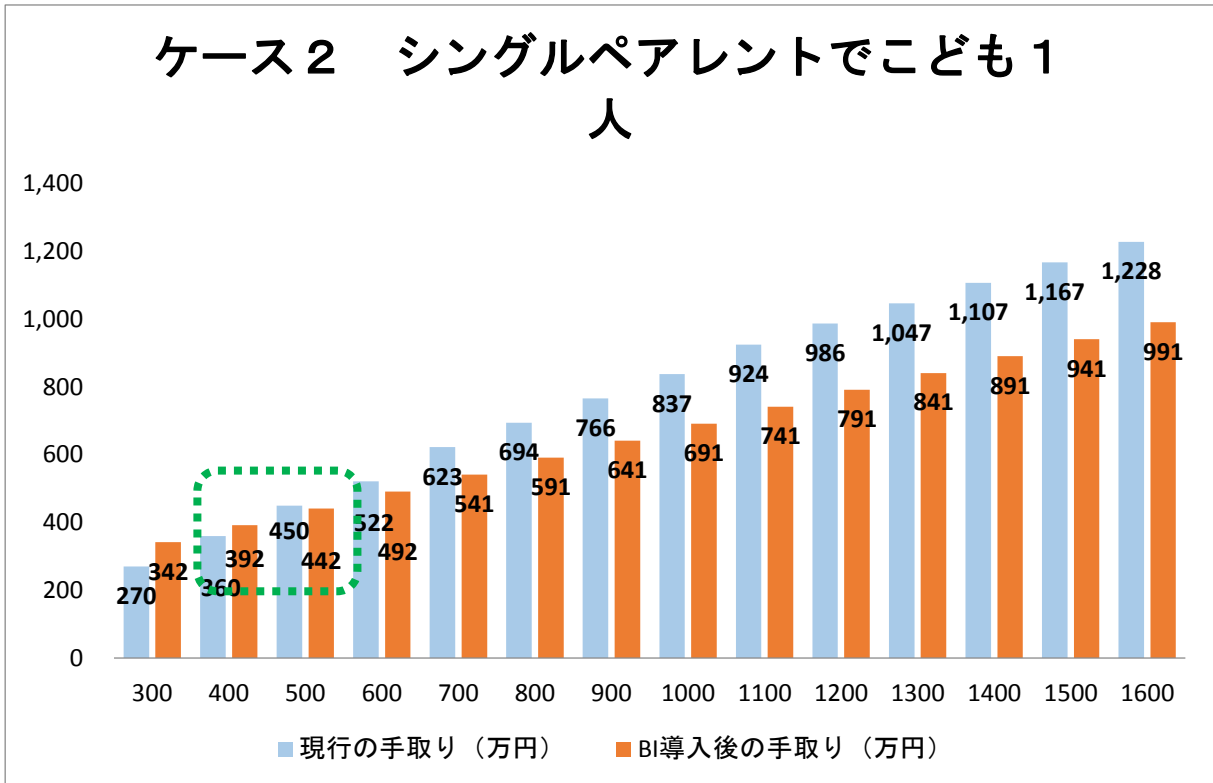
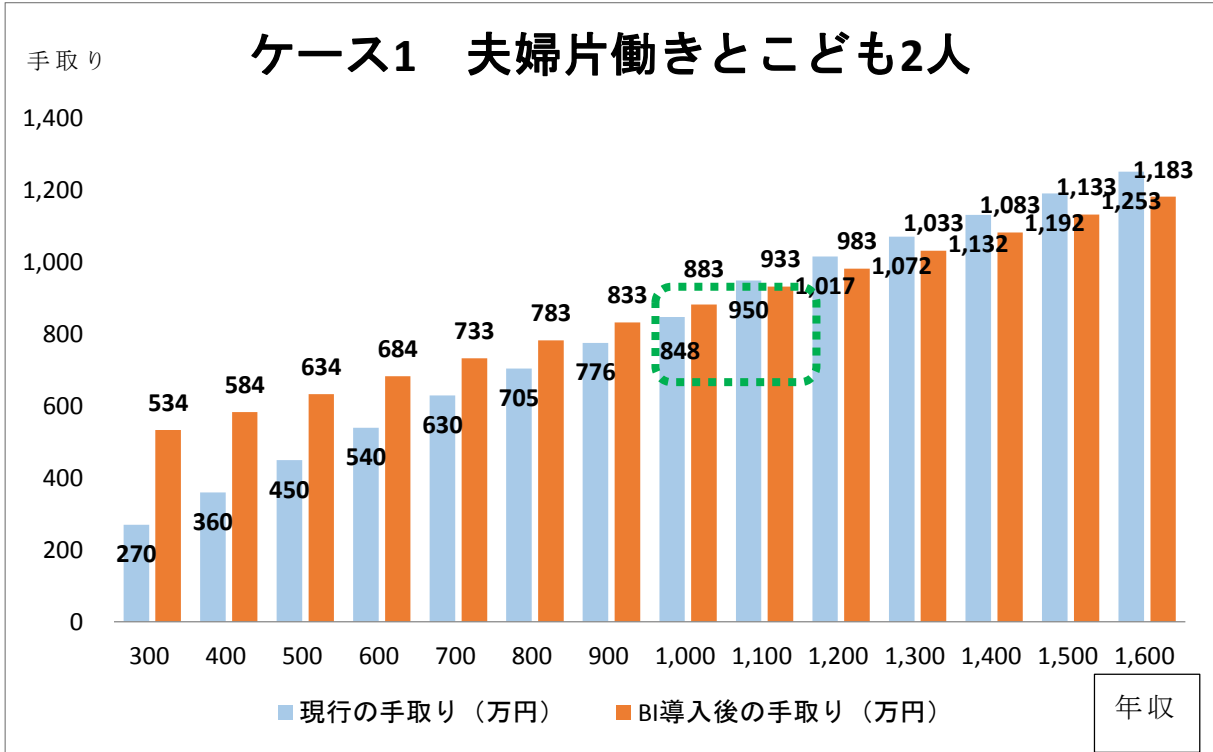
### 3. 結果・考察

実際にどのような計算をして世帯の収入を求めたかを以下に示す。BI 導入後の手取り収入は、「BI 給付額＋年収－所得税額－社会保険料」という式で求められる。例として、ケース 1 の 4 人世帯で年収 700 万円の場合を考えてみよう。BI 給付額は年間 384 万円である。社会保険料は社会保障の現物給付部分のみの負担ということになるので、社会保険料は現行の「収入の 10%」から「収入の 4%」になり、700 万円の 4%、すなわち 28 万円である。BI 導入後の課税所得は、収入から社会保険料負担分の 28 万円を差し引いた 672 万円となる。このことは、「課税所得＝収入の 96%」と同義であるので、本試算ではこのような式で求めた。また、課税所得の 48%が所得税として徴収されるので、所得税額は 322 万 5600 円となる（672 万円×0.48）。よって「BI 給付額＋年収－所得税額－社会保険料」の式に当てはめると、例の場合、世帯の手取り収入は 733 万 4400 円ということになる（384 万円＋700 万円－322 万 5600 円－28 万円）。ここで現行の手取り収入（特定扶養親族が 1 人の場合）を見ると 630 万円であり、BI 導入後の収入との差額は 133 万 4400 円である。つまりその分だけ増収したというわけである。しかしすべての世帯が BI の導入によって増収するというわけではない。

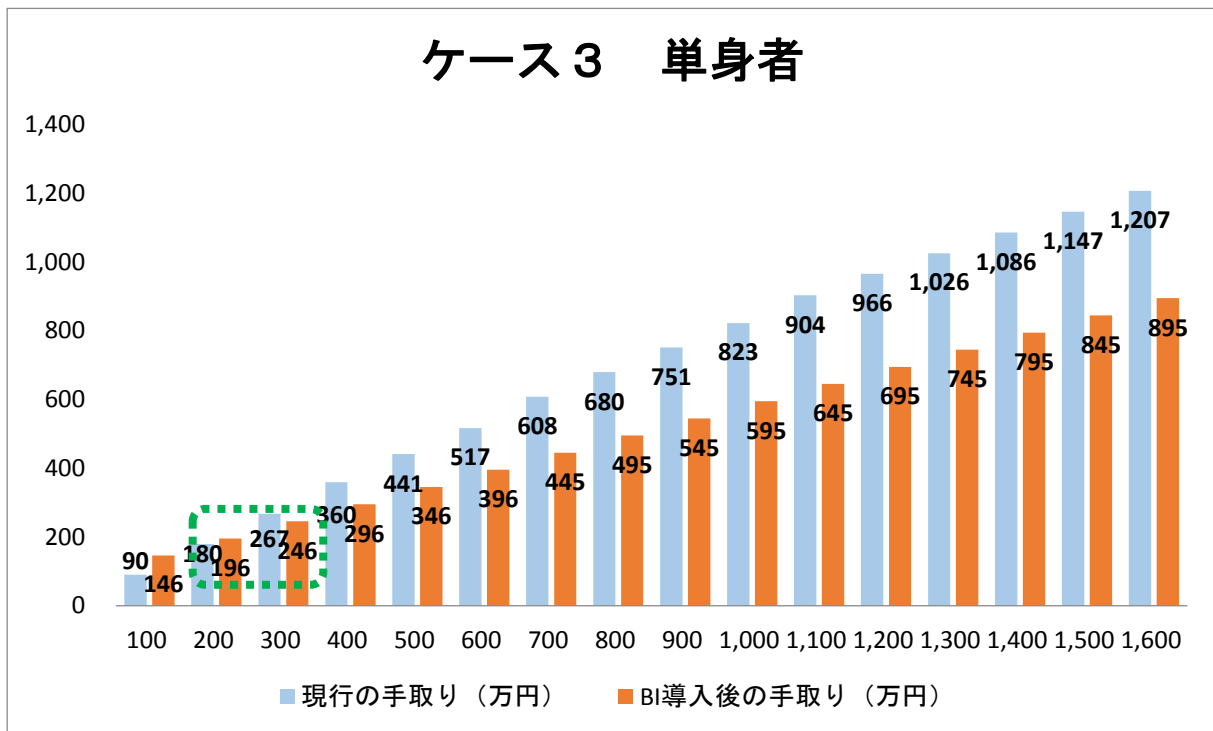
ここではケース 1 を例として挙げたが、その他のケースについても同様の方

法で計算している。

以下は、夫婦片働きで子どもが15歳と19歳の4人世帯のケース1、シングルペアレントで子どもが19歳の2人世帯のケース2、単身世帯のケース3において、年収を100万円単位で設定し、現行の手取り収入とBI導入後の手取り収入を算出した結果をグラフに表したものである。



### ケース3 単身者



現行制度における手取り収入が BI 有りの手取り収入を上回る分岐点となる年収を求めた。グラフ上の点線で囲われている部分が、現行と BI 導入後の手取りが逆転しているところである。

【ケース 1】夫婦片働きと子ども 2 人 特定扶養親族 1 人の場合

年収→X 課税所得→Y 所得税額→Z

課税所得 = 年収 - 給与所得控除 - 社会保険料控除 - 配偶者控除 - 扶養控除 - 特定扶養控除

$$Y = X - (X \times 0.05 + 170,000) - X \times 0.1 - 380,000 - 380,000 - 380,000 - 630,000$$

$$= 0.85X - 347,000$$

所得税額 = 課税所得 × 税率 - 税額控除

$$Z = Y \times 0.23 - 636,000 = 0.1955X + 1434,100$$

年収 - 社会保険料 - 所得税額 = 現行の手取り収入

$$X - X \times 0.1 - Z = 0.9X - (0.1955X + 1434,100) = \underline{0.7045X + 1434,100}$$

BI 給付額 + 年収 - 所得税額 - 社会保険料 = BI 有りの手取り収入

$$3,840,000 + X - (X \times 0.96 \times 0.48) - X \times 0.04 = \underline{0.4992X + 3840,000}$$

$$0.7045X + 1434,100 = 0.4992X + 3840,000$$

$$\therefore (0.7045 - 0.4992) X = 3840,000 - 1434,100$$

$$\therefore X = 2405,900 \div 0.2053$$

$$\therefore X = 11,718,947.8811\dots$$

$$\therefore X \approx \underline{11,718,948}$$

【ケース 2】シングルペアレントで子ども 1 人 特定扶養親族 1 人の場合

年収→X 課税所得→Y 所得税額→Z

課税所得 = 年収 - 給与所得控除 - 社会保険料控除 - 基礎控除 - 特定扶養控除

$$Y = X - (X \times 0.2 + 540000) - X \times 0.1 - 380000 - 630000 = 0.7X - 1550000$$

所得税額 = 課税所得 × 税率 - 税額控除

$$Z = Y \times 0.1 - 97500 = (0.7X - 1550000) \times 0.1 - 97500 = 0.07X - 252500$$

年収 - 社会保険料 - 所得税額 = 現行の手取り収入

$$X - X \times 0.1 - Z = 0.9X - (0.07X - 252500) = \underline{0.83X + 252500}$$

BI 給付額 + 年収 - 所得税額 - 社会保険料 = BI 有りの手取り収入

$$1920000 + X - (X \times 0.96 \times 0.48) - X \times 0.04 = \underline{0.4992X + 1920000}$$

$$\therefore 0.83X + 252500 = 0.4992X + 1920000$$

$$\therefore (0.83 - 0.4992) X = 1920000 - 252500$$

$$\therefore X = 1667500 \div 0.3308$$

$$\therefore X = 5,040,810.15\dots$$

$$\therefore X \doteq \underline{5,040,810}$$

### 【ケース 3】 単身者

年収 → X 課税所得 → Y 所得税額 → Z

課税所得 = 年収 - 給与所得控除 - 社会保険料控除 - 基礎控除

$$Y = X - (X \times 0.3 + 180000) - X \times 0.1 - 380000 = 0.6X - 560000$$

所得税額 = 課税所得 × 税率 - 税額控除

$$Z = Y \times 0.05 = (0.6X - 560000) \times 0.05 = 0.03X - 28000$$

年収 - 社会保険料 - 所得税額 = 現行の手取り収入

$$X - X \times 0.1 - Z = 0.9X - (0.03X - 28000) = \underline{0.87X + 28000}$$

BI 給付額 + 年収 - 所得税額 - 社会保険料 = BI 有りの手取り収入

$$960000 + X - (X \times 0.96 \times 0.48) - X \times 0.04 = \underline{0.4992X + 960000}$$

$$0.87X + 28000 = 0.4992X + 960000$$

$$\therefore 0.3708X = 932000$$

$$\therefore X = 2513484.3581\dots$$

$$\therefore X \doteq \underline{2,513,484}$$

よって分岐点は、ケース 1 では 1,171 万 8,948 円、ケース 2 では 504 万 810 円、ケース 3 では 251 万 3484 円となった。この場合の分岐点というのは、現行の手取り収入が BI 導入後の手取り収入を上回る分岐点ということである。つまり、ケース 1 では 1,171 万 8,948 円以上の年収の世帯は減収してしまうということになる。BI は高所得者にとってメリットがないと言われる所以はここにある。しかもケース 3 の単身者世帯では分岐点が一般的に高収入とは言い難い 251 万 3484 円になってしまった。これは賃金労働をしていない専業主婦や子どもにも一律 80,000 円を支給しているためであるので、必ずしもデメリットばかりだというわけではないといえる。

現行制度では親の収入の中に含まれていた子どものための収入が、BI では子ども個人に収入が分配されるようになるということであり、低所得世帯における子どもにかかる費用の増加も期待したい。

#### 4. 結論・展望

今回の試算によって、BIで現行の社会保障制度の問題点を解決できることが多い一方で、BIでは解決できない問題点または導入にあたっての新たな問題点も出てきた。

まず第一に、単身者でBI導入によるメリットがある人が少ないということである。現行の手取り収入がBI導入後の手取り収入を逆転する分岐点がケース3では251万3484円で、私自身が予想していたよりもだいぶ低く驚いた。しかしながら、結婚して子供ができればBI給付費は3倍の288万円になるので、結婚や出産に対して収入の面で躊躇している人たちへの後押しになるのではないだろうか。少子化対策としてもBIは有効かもしれない。

次に、低所得者世帯でも収入が減ってしまう可能性があることである。BIは最低限の生活を送るのに必要な現金を支給する最低限所得保障の構想であるが、本試算のBI給付月額80,000円は現行の単身者の生活扶助額とほぼ同額である。生活保護を受給する場合は生活扶助に加えて「Figure4 保護の種類と内容」で示したようなその他の扶助も支給されるので、世帯によっては現行よりも所得が減ってしまう生活保護受給者も出てくる可能性がある。健康な働き手がいる世帯ではBIを導入したほうが、BI給付費に加えて新たな所得を上乗せできるため貧困から脱却できる可能性が高い。しかし、働くことができない状態にある人々がBI給付費だけでずっと生活するのは厳しいだろう。

BIは生活保護や年金などの現金給付をまとめて無条件の一律給付で代用する構想なので、制度の一元化によるコストの削減が期待出来る。しかし、無条件の一律給付だからこそ個々の細かいニーズに対応することは難しい。BIですべてを賄おうと全員一律で給付額を上げるのもメリットは少ない。現在の日本の財政状況は芳しくないため、本試算ではBI給付にかかる費用をすべて国民の所得税で賄うことにしたが、給付額をさらに上げるとBI導入によるメリットがある人がさらに減ってしまう。BIが国民の大部分が損をする大規模な制度になってしまえば、BIの導入は歓迎されないだろう。

高齢者や子どもに対して給付額を調整する必要はあるが、BIで所得の土台を作り、他の制度を組み合わせることで個々のニーズに対応することが望ましいと考える。この場合の他の制度とは、BIを補完するものであるべきであり、種類が増えて複雑になってはBIの良さをかき消してしまうことについては注意すべきだ。

今回の試算では検証した世帯のケースが3つのみであるので、夫婦共働き世帯や障がい者や高齢者を含む世帯などの検証は出来ていない。様々な世帯形態での検証が必要である。

BIだけの社会保障の実現は現実的でないが、BIのシンプルで分かりやすい構想はとても魅力的なものである。近い将来働き方が大きく変わると言われている今だからこそ、それを見据えて新しい社会保障について議論するべきではないだろうか。BIについて日本では議論があまり進んでいないが、「はじめに」で述べたように世界中でBIに対する注目は高まっている。フィンランドやオランダで行われているBI実証実験の期間は2017年からの2年間である。まずはその結果を楽しみにするとともに、BIについてさらに追考していきたい。

## 5. 引用・参考文献

須藤敦 2016 「ベーシックインカムの可能性を探る」

上田利佳 2010 「ベーシック・インカム実現への道 ―世帯別の試算に基づく考察」

厚生労働省 生活保護制度 閲覧日 2017年7月31日

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/index.html)

厚生労働省 生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法（平成29年度）  
閲覧日 2017年7月30日

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/kijun29.pdf>

国立社会保障・人口問題研究所 2016 平成26（2014）年度社会保障費用統計（概要）  
閲覧日 2017年7月31日

<http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-h26/H26-houdougaiyou.pdf>

国立社会保障・人口問題研究所 2011 平成21年度社会保障給付費 閲覧日  
2017年7月31日

<http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/kyuhuhi-h21/h21.pdf>

国税庁 2016 申告所得税標本調査結果 閲覧日 2017年7月31日

<https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/shinkokuhuyohon2015/pdf/gaiyo.pdf>

国税庁 2016 平成26年分民間給与実態統計調査 閲覧日 2017年7月31日

<https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan2014/pdf/001.pdf>

国税庁 2016 給与所得控除 閲覧日 2017年8月3日

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1410.htm>

国税庁 2016 基礎控除 閲覧日 2017年8月3日

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1199.htm>

国税庁 2016 扶養控除 閲覧日 2017年8月3日

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1180.htm>

国税庁 2016 所得税 閲覧日 2017年8月3日

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/2260.htm>

財務省 2016 国の支出・収入の内訳は？ 閲覧日 2017年8月7日

<http://www.mof.go.jp/zaisei/matome/thinkzaisei01.html>